

市県民税、所得税の申告はお済みですか

収入が無い方でも、ご自分の扶養にもなっていない方は、申告が必要になります。申告しない場合、国民健康保険税や介護保険料などの算定や各種証明書の発行が受けられなくなります。

・医療費控除を受けようとする方は、治療を受けた人ごとに領収書を整理(日付が平成20年中有ることを必ず確認)し、合計金額を算出しておいてください。 ※マル福、高額医療費、生命保険などでの補てん分は差し引きますので、ご自分で金額を確認しておいてください。

2. 確定申告を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

- 【申告に必要なもの】
- ① 印鑑
 - ② 給与(年金も含む)などの源泉徴収票原本(コピーは不可)
 - ③ 所得税が還付になる場合は、本人の振込口座の分かるもの
 - ④ 事業所得(営業、農業による所得など)、不動産所得のある方は、その収支内訳書
 - ⑤ 領収書、または支払証明書(医療費、国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、生命保険料、地震保険料など)

【注意事項】

1. 申告会場は大変込み合います。前もって次のご用意をお願いします。

・営業所得、農業所得、不動産所得などの申告をされる方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。

3. 事業所得などにおいて今回初めて収支内訳書を作成する方、土地や建物、株式などの金融商品、ゴルフ会員権などの売買による譲渡所得がある方、青色申告者、過年度分の申告は税務署で申告いただきますようお願いいたします。

問い合わせ 【所得税】竜ヶ崎税務署

〒301-8601 龍ヶ崎

市川原代町1182-5 ☎0297-661303(自動音

声案内)、【市県民税】市税務課 ☎873-2111内線105

61059

61059

10月支給の年金から住民税の特別徴収開始

公的年金から個人住民税が特別徴収(天引き)になった場合の前納報奨金の取り扱いについて

普通徴収が1期・2期までで、それ以降が年金からの特別徴収になった場合には、第1期の納期限までに第2期を合わせて納付していただきますと、第2期が報奨金の対象となります。年金からの特別徴収分は前納とならないため報奨金の対象となりません。

2期分の前納報奨金の計算例

第1期 (納期限6月30日)	第2期 (納期限8月31日)	以降特別徴収
10,000円	10,000円	

期別納付額×報奨金交付率×前納月数=報奨金額

第2期10,000円×0.002×1ヵ月(7月分)=20円

合計=20円

※口座振替で全期前納をお申し込みの方で、平成21年度から期別での口座振替をご希望の方は、お申し込みの変更手続きが必要となります。

問い合わせ 市収納課 ☎873-2111内線1061~1063